

# 市報 やまぐち

昭和62年

3月15日

No. 952

### 交通事故状況

種別	区分	2月	累計	
			本年	昨年
発生件数		47	91	77
死亡者		2	4	0
重傷者		4	6	4
軽傷者		55	104	95

発行 山口市役所  
編集 企画部広報課  
印刷 ㈱丸二商行



## 緑ゆたかな ふるさとに

緑化推進運動 3月1日  
～4月30日

緑ゆたかな住みよい郷土をつくろうと「緑化推進運動」が三月一日から始まりました。四月三十日までの期間中、緑の羽根募金が行われますが、初日には米屋町交差点で、本廣助役ら関係者約四十人が緑化樹などを配り、協力を呼びかけました。

森林は木材を生み出すだけでなく、水をはぐくみ、災害を防ぐなど限らない恩恵を私たちに与えてくれています。ところが、その森林がいま、少しずつ荒廃の兆しを見せ始めているといえます。私たち一人ひとりが緑を守り、ふやしていきましょう。

これから気候もよくなり、暖かくなってきました。昨年開園した「おとどいやま森林公園」などにも、出かけてみてはいかがですか。

3月市議会(定例会)

新年度予算案などを上程  
会期 3月23日までの22日間

新年度予算などを審議する、昭和六十二年第一回市議会(定例会)が三月二日から始まりました。会期は二十三日までの二十二日間で、初日に提案された議案は、予算が十六件、条例が二十一件、事件議決が十一件の合わせて四十八件です。堀市長は、市議会の初日、次のとおり市政概況報告をするともに、新年度に向けての予算編成方針を説明しました。

市政概況報告

行政改革

組織の簡素合理化、退庁時間午後5時

一昨年十二月に策定した行政改革大綱にそって、事務事業の

見直し等を進め、本庁関係ですすでに本年度において、給与のわたり是正、公営施設管理公社へ公共施設の管理運営の委託、コンピュータ・戸籍記載システム等OA化の推進を行ってき



3月市議会定例会の初日、市政概況報告や新年度予算編成方針、提出議案の要旨を説明する堀市長(会期は3月23日まで)

また、大阪観光案内所を廃止することになっています。そのほか、職員の退庁時間を午後五時に改正するほか、関係条例の改廃を行うことにしています。

交通事業

4月1日から新体制で

交通事業は、改善実施計画にそって、四月一日新体制に向けて準備を進めています。

退職による減員計画も予定どおり完了し、退職者二十八名については、交通局嘱託へ七名、公営施設管理公社へ十七名、その他四名と、いずれも再就職が決定しています。

今後、職員一体となって、計画の実施にあたり、市民のみならずご期待にそうよう努力したいと考えています。

水道事業

労使紛争、円満に解決

水道局職員の給与等の格差は正にかかる労使紛争は、昨年三月以来約九か月間の長きにわた

市職員採用試験

校務事務員(技能職員)

職種・資格・人員 校務事務員、主な業務は学校の環境整備。昭和三十三年七月二日から四十四年七月一日までに生まれ、中学校以上

の学歴のある人。一人 一次試験 四月十九日(日) 山口市役所大会議室(三階)で適性検査 受験手続 「受験申込書」に

必要な事項を記入し、三月十六日から三十日(必着)までに市職員課(龜山町2-1-1(☎22-4111))へ 受験申込書は、職員課または各出張所にあります。(郵便による請求の場合は、七十円切手をはった返信用封筒を同封のこと)

高度情報通信拠点施設

テレコムプラザの整備

労働者と話し合いを重ねた結果、昭和六十二年三月三十一日をもって、失業対策事業を廃止することにしたいと考えています。

社会経済の高度情報化が進展している今日、本市は、テレコムプラザ及びニューメディア・コミュニティ構想の地域指定を受けてその構築に鋭意努力しているところであり、昨年は、「民間事業者の能力の活用による特定施設の整備促進に関する臨時措置法」いわゆる民活法が成立しました。

本市としては、県都、中核都市の一層の形成をはかるうえから情報の収集提供等情報通信の中核的、拠点的な施設の整備を進めることが極めて重要であると考えています。

このような状況をふまえ、地域の電気通信の高度化を総合的に推進する高度情報通信拠点施設いわゆるテレコムプラザの整備を民活法により誘導するため、その用地を土地開発基金で取得し、公有地の有効な利用計画の

長寿社会対策

65年度までに施設整備

自治省のリーディング・プロジェクト推進事業として、山口市の「ウイングエイティやまぐち」が長寿社会対策をテーマとして一月二十一日に事業採択をされました。

近年の長寿化・高齢化の進展はめざましく、二十一世紀へ向けての新たな対応が求められています。

そこで、本市では、健康・福祉システム、学習・社会参加システム等を柱とする総合的な長寿社会対策大綱を策定し、急速に迫り来る長寿社会に的確に対応していきたいと考えています。

また、施設整備についても、昭和六十五年までに三つのシステムの総合調整を図るため、名田島地区に(仮称)山口総合センターを建設し、また、人材能力の開発拠点として大殿地区に(仮称)ふるさと伝承総合センターを建設するほか、地域文

市役所の執務時間が変更

4月1日から、市役所の平日の執務時間を、午後5時までに改めます。(従来は午後4時35分まで) なお、土曜日は、今までどおり午前8時30分から正午までです。

化活動や、文化の殿堂としての市民会館の大幅な整備など、ハード・ソフト両面からの多方面にわたる対策を展開していきたいと考えています。

### 水田農業確立対策

農家農協市の三者一体で

昭和五十三年度から三期九年にわたって実施された「水田利用再編対策」は六十一年度をもって終了し、六十二年度から新たに「水田農業確立対策」が実施されることになりました。

本対策は、これまでの稲作から他作物への転作を奨励する対策とは異なり、水田を活用しての作物の生産性の向上、転作物と水稲の合理的な組み合わせによる地域輪作農法の確立、農地流動化による規模拡大や担い手を中心とした生産組織の育成等二十一世紀の農業を展望して、産業として自立し得る農業を目指した総合的な対策となっております。

本市の農業は水田稲作に対する依存度が高く、一朝一夕にはその生産構造を転換していくことは困難ですが、総合的に農業生産を拡大していこうとする本対策に対し、農家の皆様と農協及び市の三者が一体となって、取り組んでいかなければならぬと考えています。

六十二年度の本市に対する転作等目標面積は、一、二五三・一ヘクタールで、対前年比二八六ヘクタールの約三〇パーセントの増となり、米の事前売渡申込限度数量は一三、四九二・八トン

(二十二万四千八百八十俵)、対前年比一、六七六・八八トン(二万七千九百四十八俵)の減となっております。

配分されたこの数値は誠に厳しい内容となっておりますが、米をめぐる内外の情勢、本対策の趣旨等からやむを得ないものと受けとめ、関係機関とも十分連携をとり、農家の皆様のご理解をいただきますと思っています。

### 鴻南中学校の分離新設

65年4月、平川に開校

鴻南中学校の分離新設事業については、平川地区を通学区域として、昨年から平川小学校の南側を選定し、折衝を重ねていきましたが、幸いに地権者各位のご理解とご協力をいただくことができ、去る一月二十日に仮契約を締結しました。

その後、現地測量等を実施し、細部の協議を進め、事務処理が整いつつあります。

総面積は、山口市大字黒川字橋之内一、二二二番地の一ほか二十五筆、約二万四千平方メートルで、開校は当初計画どおり昭和六十五年四月一日を目標に、今後、関係機関並びに地元関係者とも協議しながら進めていきたいと考えています。

### 予算編成方針

(要旨抜粋)

昭和六十二年の予算編成に当たっては、行政改革大綱の推進を図りながら、内部管理的な経

### 選挙人名簿の縦覧

県議会議員選挙にあたり、新たに選挙人名簿に登録される人の氏名等の一覧表を次により縦覧・閲覧に供します。

◇縦覧期間

四月三日(金)・四日(土)

◇場所・時間

市役所二両日とも午前八時三十分から午後五時まで  
出張所職員勤務時間中  
(四月四日は正午まで)

費の節減に努め、財源の配分に当っては、質的な充実に配慮しました。

### 都市機能の充実整備

1、都市機能の充実整備  
県都にふさわしい諸機能の充実に努め、中核都市づくりを進めます。主な事業として、山口市長寿社会対策大綱の策定、高度情報化推進対策、山口テクノパークの促進、都市計画道路の整備などに努めます。

### 小作料の標準額が決まりました

市農業委員会では、市小作料協議会への諮問、県との協議を経て、今年四月一日から昭和六十五年三月三十一日までの標準小作料を次のように決めました。

標準小作料		(10a 当り)	
地目	田	畑	
農地区分	米生産量 kg	金額 円	納付米 kg
1 級	540	26,500	90
2 級	480	22,000	75
3 級	420	14,000	50
4 級	360	6,000	20

一律 円 5,000

なお、標準小作料は、契約小作料設定の目安として定めたものです。詳しくは市農業委員会事務局(☎22-4111)へ

## 選挙のべ 投票日に投票所に行けない人に 不在者投票の制度

### 不在者投票とは……

投票は、投票日当日に選挙人が直接投票所に向いて行うことが原則となっています。しかし、投票日当日にやむを得ない理由で投票所に行けない場合、選挙の告示日から投票日の前日までに投票することが出来る制度です。

### 不在者投票の方法は……

市選挙管理委員会事務局または最寄りの出張所です。記載された投票用紙を自分で投票用「内封筒」に入れて封をし、さらに「外封筒」に入れて封をし、その表の面に署名して提出していただきます。

### 不在者投票のできる期間は……

◇県議会議員選挙  
四月三日から十一日まで  
◇市議会議員選挙  
四月十九日から二十五日まで  
時間はいずれも午前八時三十分から午後五時まで(出張所は職員勤務時間中)です。

### 最近、転入・転出した場合は……

県選選では一月三日以後、転入届を出された人の投票所は、転入前の市町村となります。この場合の不在者投票については、早目に市選挙管理委員会事務局(亀山町2-1市役所一階、☎22-4111)へお問い合わせください。



不在者投票を行うには、次のような「法律で定められた理由」が必要となります。  
○ 自分の投票区域外で仕事や勤務についていること  
○ やむを得ない用事や事故のために山口市外に旅行中または滞在中であること  
○ 病気、負傷、妊娠、老衰などのため、歩行が著しく困難であること  
○ 指定された病院・施設などで行う不在者投票を除き、その理由に該当するかどうかは

**特集**

**こくみん  
けんこうほけん**

**自分の健康は  
自分自身でつくろう**

「国民健康保険」(略して「国保」)は、病気になったり、けがをしたときに備え、日ごろからそれぞれの収入に応じてお金を出し合い、お互いに助け合っていこうという医療保険制度のひとつです。

今回は、日ごろからの健康づくりや老人保健法などを中心に、紹介しま



塩分を控えた高血圧食を調理する高血圧教室OB会メンバー

果、「血圧が高く治療が必要」と医師から指摘を受けた人を対象に高血圧教室」を受講した人が、受講終了後も引き続き高血圧改善の勉強をしようとしたグループです。会長の岡村千代充さんを中心に十五人の会員が定期的に集い、保健婦や栄養士のもとで尿中塩分濃

**健康づくりの  
自主的グループ活動**

健康のために自分たちの生活を見なおそうと、「高血圧教室OB会」が昨年八月に発足し、高血圧改善実践学習に取り組んでいます。

この会は、一般健康調査の結果、

成人病予防対策のひとつに、「外来人間ドック」があります。

これは、国保被保険者を対象に、検査費用の割の自己負担(およそ三千元)で、健康診断のための検査が受けられるというものです。ただし、一人年一回に限ります。

検査の内容は、一般医学的検査、血液化学検査、胃や食道のレントゲン検査、心電図検査などです。

病気の早期発見、健康管理のため、多くのみなさんにご利用をお願いします。申し込みは、市保険年金課(電22-4111)です。

**健康チエックに  
外来人間ドック**



**一人当りの医療費  
約11%の伸び**

昭和六十一年九月分と昭和六十一年九月分の総医療費を比較してみると、下表のようになります。

一人当りの医療費を前年同期と比べると、九・二%増加しています。年間を通じたもので比べても、やはり一〇・九%の増加となっています。

また、六十一年九月分を入院と入院外で比べてみると、二十歳代ではほぼ同じですが、三十歳代からは入院医療費の方が増え始め、五十歳代からはその差が一段と激しくなっています。

なお、調剤費は六十年分が一人当たり四千四百九十八円、六十年分が四千七百十三円で、総額で比べると五・八%の増加となっています。

**健康優良家庭を  
表彰します**

みなさんに、もっと自分の健康に関心をもってもらおうと、市では今年度から「健康優良家庭」の表彰をはじめました。

これは、お互いが助け合うという国保の意義を理解し、家族ぐるみで健康増進に努めた家庭に対して贈るもので、今年度は六百二十世帯を表彰しました。

日ごろから自分の健康に関心をもち、その維持には自分自身で努めましょう。

**総医療費(調剤は除く)比較表**

項目	0~9歳	10~19歳	20~29歳	30~39歳	40~49歳	50~59歳	60~69歳	70歳以上	合計	年間月平均
昭和60年9月分										
被保険者数	2,073	2,837	1,715	2,843	2,834	4,157	6,301	6,006	28,766	28,578
入院										
件数	16	19	25	74	66	132	221	586	1,139	1,142
日数	201	295	342	1,615	1,658	3,110	4,806	13,939	25,966	26,049
医療費	2,663	4,987	4,665	15,885	16,951	32,623	65,824	170,671	314,269	313,960
入院外										
件数	1,056	921	520	951	1,074	2,371	4,884	6,710	18,487	18,353
日数	2,282	1,786	1,226	2,319	2,802	6,804	13,981	24,006	55,206	55,919
医療費	5,863	5,283	5,478	10,445	11,310	25,913	54,768	96,616	215,676	213,484
昭和61年9月分										
被保険者数	1,896	2,812	1,601	2,741	2,738	4,150	6,503	6,475	28,916	28,865
入院										
件数	12	20	22	60	81	146	212	643	1,196	1,205
日数	97	272	398	1,305	1,891	3,405	4,570	15,602	27,540	27,960
医療費	2,548	3,401	5,396	13,240	16,681	37,824	56,591	194,612	330,293	350,024
入院外										
件数	1,016	1,000	512	978	1,237	2,366	5,418	7,505	20,032	19,361
日数	2,285	2,156	1,138	2,506	3,252	6,839	15,917	26,881	60,974	58,783
医療費	5,629	6,660	5,364	11,057	13,559	28,089	65,815	115,172	251,345	240,965
1人対前年増加率	104.9%	98.8	113.6	95.7	110.8	112.8	98.3	107.5	109.2	110.9

(注) 医療費の項目の単位は、「千円」です。右端の欄は、1年間を合計し、月平均になおしたものです。

「いい旅しよう'87」 3月6日~26日の間、運輸省や都道府県等が組織する実行委員会では、旅行業者の旅  
キャンペーン  
行業法遵守状況を総点検します。旅行業に関する相談は、県通商観光課☎22-3111へ

(5)

老人保健の手続き

こんなとき	いるもの	いつ
70歳になったとき	被保険者証、印鑑	70歳の誕生日
一定の障害のある人が65歳になったとき	被保険者証、印鑑、障害の程度を証明するもの	65歳の誕生日
65歳～69歳の人がある一定の障害になったとき	同上	身体障害者手帳等の交付を受けたらすぐに
住所が変わったとき	健康手帳、印鑑	すぐに
被保険者証に変更があったとき	被保険者証、健康手帳、印鑑	すぐに
転出するとき	健康手帳、印鑑	すぐに
死亡したとき	同上	14日以内

※手続きは、市保険年金課（☎22-4111）または、各出張所へ

お年寄りの医療は  
老人保健で受診を

七十歳以上の人が一定の障害の状態にある六十五歳から六十九歳までの人は、老人保健法による医療の給付を受けることになっています。ただし、老人保健法による医療の給付は、国保や健保などの医療保険に加入していることが前提です。医療給付以外の給付は、この医療保険から受けることとなります。手続きをして、健康手帳（老人医療受給者証）の交付を受けてください。

健康手帳

老人保健法が適用されると、医療受給者証の入っている「健康手帳」が交付されます。これは、老人保健による医療

給付の開始と手続き

七十歳以上の人が七十歳の誕生日の翌月（誕生日が一日の場合はその月）から、医療給付が受けられます。六十五歳以上で一定の障害の状態にある人一定の障害とは、身体障害者手帳の「三級と四級の二部、および障害年金の「二級」を受けられる程度の障害のことです。

受診するとき

お医者さんにかかるときは、必ず「健康手帳」と医療保険の「被保険者証」を、窓口に表示してください。このときには、次の一部負担金が必要です。  
■入院外（通院）一つのお医者さんごとに、各月の最初の診療日に八百円。ただし、総合病院の場合は、診療科ごとに八百円。  
■入院入院期間中、一日につき四百円。ただし、次の要件に該当する場合は、市長の認定を受けると減額されます。

○厚生大臣が定める疾病（特定疾病）に係る医療を受けている場合。特定疾病とは、「人工腎臓を実施している慢性腎不全」および「血友病」。  
○（負担金の額）一か月一万円（認定手続き）特定疾病にかかっていることを証明する書類（身体障害者手帳および医師の意見書等）と健康手帳、印鑑を持って、市保険年金課へ

健康保険等の被扶養者

あなたにも資格がありませんか

現在国保に加入している人でも、次のような人は健康保険等の被扶養者としての資格がありますので、各保険者で申請手続きをしてください。  
健康保険等の被保険者（以下、被保険者と略）の直系尊属と配偶者（内縁を含む）、子、孫、弟妹で、主として被保険者の収入によって生計を維持している人  
被保険者と一緒に生活している、かつ、生計維持がある次の人  
被保険者の三親等以内の親族であって、前記以外の人  
被保険者と内縁関係にある配偶者の父母および子  
なお、「生計維持」とは、原則として次のような状態のことです。

○被保険者と同一世帯の場合、認定対象者の年収が九十万円（障害者は百五十万円）未満で、総合的に被保険者の収入によって生計を維持していると認められる状態。  
○被保険者と同一世帯にない場合は、認定対象者の年収が九十万円（障害者は百五十万円）未満で、かつ、被保険者からの援助額より少ない状態。  
× これらを具体的にいうと一般に十六歳以上六十歳未満の人は、通常就労し自ら生計を立てることができると、その多くは被扶養者から除外されています。しかし、被保険者が生計を維持していれば、個々の就労や収入の状況により、被扶養者となれることがあります。

福祉医療制度

市では、次のとおり医療費の自己負担分の助成を行っています。該当する人は、受給者証の申請をしてください。  
●重度心身障害者医療  
○対象 身体障害者手帳三級以上、および障害（基礎）年金一級程度の障害のある人で、所得額が次の額以下である人  
●扶養親族がない場合 百三十三万五千円  
●扶養親族がある場合 扶養親族が一人増すごとに前記の額に三十三万円を加算した額  
●乳児医療  
○対象 乳児（満一歳の誕生日の属する月の末日まで）。ただし、所得税が年七万八千円（四月一日以降は八万六千円）以下の世帯  
●母子家庭医療  
○対象 義務教育終了前の児童を養育する母子家庭の母および当該児童、または、父母のない義務教育終了前の児童で、市民税所得割が非課税の世帯  
●受給者証申請に必要なもの 健康保険証、印鑑、身体障害者手帳または年金証書、一月二日以降に転入した人は所得を証明するもの  
なお、他の制度により医療助成を受けている人は、対象となりません。  
詳しくは、市保険年金課（☎22-4111）へ

健康に関する「体験談」「作文」「標語」を募集

市では、健康づくりのため日ごろから実行していること、または実行したら良いと思っっていることなどについて、「体験談」「作文」「標語」を募集しています。  
健康に関するみなさんの意見を、お気軽にお寄せください。  
○送付方法 住所、氏名を記入のうえ、市保険年金課（〒753 龜山町2-1）へお送りください。

22-4111

国民健康保険料の納期一覧

期別	納期限
第1期	6月30日
第2期	7月31日
第3期	8月31日
第4期	9月30日
第5期	10月31日
第6期	11月30日
第7期	12月28日
第8期	1月31日
第9期	2月28日
第10期	3月31日

※納期限が日曜日の場合はその翌日となります

あなたの保険料が国民健康保険を支えます

私たちにとって、健康はかけがえない財産です。この財産を守るためにも、お互いに保険料をきちんと納め合い、国民健康保険制度を支えていきましょう。保険料の納期内納付にご協力ください。

保険料

○保険料の額  
各世帯ごとに、①所得割②資産割③均等割④平等割の四つを基礎に算出されます。

○保険料の決定  
年度のはじめ六月中旬に、各世帯の年間の保険料を決め世帯主あてにお知らせします。

○保険料の納付義務者  
国保の加入者であるなにかかわらず、世帯主となります。

この場合の「加入した月」というのは、届け出をした月ではなく、前の医療保険を喪失した月または他の市町村から転入した月のことです。また、国保をやめるときには、やめた月の前月までの保険料を月割りで計算します。

納付方法

○納付組織制度  
婦人会や町内会により保険料をとりまとめて納付してもらうもので、現在市内に約三百四十の納付組織があります。地域内の交流にもつながる納付組織へ加入しましょう。

○口座振替制度  
市内の金融機関（郵便局は除く）にあるあなたの口座から、各納期の最終日に自動的に納付してもらうので、うっかり納付を忘れる心配がありません。申し込みは、通帳と印鑑を持って金融機関で行ってください。

○国民健康保険推進員制度  
納付組織、口座振替扱い以外

所得の申告は必ずしましょう

国民健康保険料を計算するために、所得の多少にかかわらず所得の申告をしましょう。外の人について、推進員が訪問徴収するもので、市内の一部（大殿・白石・湯田・宮野・大内・吉敷・大蔵・平川地区）で実施しています。なお、詳しくは市納税課（電話22-4111）へお問い合わせください。

児童手当制度が4月から変わります

児童手当は、児童を養育する人の家庭生活の安定と児童の健全育成などを目的に支給されるもので、四月一日から支給資格が変わります。

（62年度の受給資格）  
十八歳未満の児童のうち、第二子が昭和五十八年四月二日以後に生まれた児童である場合、または第三子以降が小学校三年生以下の児童である場合、これらの児童を養育している人

（注）このことにより、現在児童手当を受けている人も昭和六十二年当初で小学校三年生以下の児童がない場合は、昭和六十二年三月三十一日で資格がなくなります。二人目の児童については月額二千五百円、三人目以降の児童については一人当り月額

なっています。所得の申告時期には、必ず申告をしてください。ただし、確定申告書、市県民税の申告書を提出した人、および事業所からの給与支払報告書の提出をしている人は除きます。

（手続き）  
昭和六十二年四月一日から新たに受給対象となる人および増額となる人は、至急、認定請求および額改定請求の手続きをしてください。三月三十一日までに手続きをしないと、四月分から支給されません。

（国鉄職員の場合）  
昭和六十一年度までは勤務先から支給されていましたが、昭和六十二年以降は市から支給されることとなります。昭和六十二年度から新たに受給対象となる人および増額となる人は、前記と同様に三月三十一日までに市保険年金課で手続きをしてください。

（支給額）  
二人目の児童については月額二千五百円、三人目以降の児童については一人当り月額

62年度狂犬病予防注射		4月3日(金)		4月6日(月)		4月7日(火)			
月日	地区	場	所	時間	月日	地区	場	所	時間
4月2日(木)	宮野	中恋路公会堂	宮野	9:30~10:00	4月8日(水)	吉敷	中尾宮境内	宮野	9:30~9:50
				10:10~11:00					10:10~10:40
				11:20~11:50					11:00~11:30
4月3日(金)	山	折本公会堂	山	9:30~10:30	4月9日(木)	大蔵	瑠璃光寺駐車場	山	9:10~9:40
				10:50~11:30					10:50~10:20
				13:30~14:00					10:50~11:30

(7)

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区分	住民基本台帳人口 (61.3.31)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 (B/A)	(参考) 59年度の 人件費率
60年度	人 119,950	千円 21,178,798	千円 68,971	千円 5,632,132	% 26.6	% 26.5

(注) 人件費には、特別職に支給される給料、報酬等を含む。

(2) 職員給与の状況 (普通会計予算)

区分	職員数 A	給与				1人当たり 給与 (B/A)
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
61年度	人 865	千円 2,860,835	千円 467,725	千円 1,202,847	千円 4,531,407	千円 5,239

(注) 1. 職員手当には退職手当を含まない。  
2. 給与費は12月市議会補正後の予算に計上された額です。

(4) 職員の初任給の状況 (62年1月1日現在)

区分	山 口 市		国		
	決定初任給	採用2年経過日 給料額	初 任 給	採用2年経過日 給料額	
一般	大学卒	128,100円	149,200円	115,900円	128,100円
行政職	高校卒	104,100円	115,900円	97,800円	104,100円

(6) 一般行政職の級別職員数の状況 (62年1月1日現在)

区分	9級	8級	6級	5級	4級	3級	2級	1級	計
標準的な職務内容	部長	課長	課長補佐	係長	主任	吏員	吏員	吏員以外の職員	
職員数	24人	64人	90人	27人	216人	62人	46人	4人	533人
構成比	4.5%	12.0%	16.9%	5.1%	40.5%	11.6%	8.6%	0.8%	100%
1年前の構成比	4.2%	12.6%	16.4%	0.0%	30.6%	26.4%	8.3%	1.5%	100%

(注) 1. 山口市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
2. 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職名です。

(8) 職員手当の状況

区分	山 口 市			国		
	(61年度支給割合)			(61年度支給割合)		
期末手当	6月期	1.4月分	0.5月分	6月期	1.4月分	0.5月分
勤勉手当	12月期	1.9月分	0.6月分	12月期	1.9月分	0.6月分
	3月期	0.5月分	一月分	3月期	0.5月分	一月分
	計	3.8月分	1.1月分	計	3.8月分	1.1月分
退職手当	(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年21.0月分 37.1666月分 勤続25年28.375月分 48.1834月分 勤続35年48.125月分 67.8417月分 最高限度額60.0月分 67.8417月分 その他加算措置 制度なし			(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 21.0月分 28.875月分 勤続25年 33.75月分 44.55月分 勤続35年 47.5月分 62.7月分 最高限度額60.0月分 62.7月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算) 退職時特別昇給 1号棒		

時間外勤務手当	60年度	支給総額	146,012 千円
		職員1人当たり支給年額	168 千円
59年度	支給総額	121,393 千円	
	職員1人当たり支給年額	134 千円	

(9) 特別職の報酬等の状況 (62年1月1日現在)

区分	給料月額等
給料	市長 720,000 円 助役 580,000 円 収入役 500,000 円
報酬	議長 340,000 円 副議長 285,000 円 議員 265,000 円

## 市職員の給与等の状況

(3) 職員の平均給料月額、平均給与月額及び平均年齢の状況 (62年1月1日現在)

区分	一 般 行 政 職		
	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
	290,598 円	331,727 円	42.11 歳

(5) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況 (62年1月1日現在)

区分	経験年数	10年	15年	20年
		一般	大学卒	222,800円
行政職	高校卒	180,500円	222,800円	265,200円

(注) 経験年数とは、卒業後直ちに採用され引き続き勤務している場合は、採用後の年数をいうものです。

(7) 昇給期間短縮の状況

区分	一 般 行 政 職	
	職員数 (A)	532 人
60年度	普通昇給期間 (12~24月) を短縮して昇給した職員数 (B)	10 人
	比率 (B) / (A)	1.9 %

調整手当 (62年1月1日現在)	支給対象地域	大 阪 市
	支給率	10 %
	支給対象職員数	1 人
	国の制度 (支給率)	10 %

特殊勤務手当 (60年度)	区分	全職種
		職員全体に占める手当支給職員の割合
	支給対象職員1人当たり平均支給年額	107,473円
	手当の種類 (手当数)	29
	代表的な手当の名称	税務事務従事手当 環境衛生業務手当 福祉事務手当 消防作業手当

(62年1月1日現在)

区分	山 口 市	国の制度との異同	国
扶養手当	配偶者 15,000円 配偶者以外扶養親族のうち2人まで 4,500円、配偶者がいない場合扶養親族のうち1人10,000円 その他の扶養親族 1,000円	同	同 左
住居手当	借家…… 2,000円~16,000円 持家…… 2,000円 (新築5年間 3,500円) その他…… 2,000円	異	借家家賃 9,000円以上最高15,000円まで 持家…… 1,000円 (新築5年間 2,500円)
通勤手当	交通機関全額支給限度月20,000円、交通用具…片道2kmから27km以上まで11区分を月額 2,000円から14,900円まで	一部異	交通機関全額支給限度、月20,000円 交通用具…片道2kmから20km以上まで5区分を2,000円から9,500円まで

区分	給料月額等		
	(61年度支給割合)		
期末・勤勉手当	市長	6月期	1.4月分
	助役	12月期	1.9月分
	収入役	3月期	0.5月分
	計	3.8月分	1.1月分
期末手当	議長	6月期	1.4月分
	副議長	12月期	1.9月分
	議員	3月期	0.5月分
	計	3.8月分	1.1月分

電話お願手帳 3月3日の耳の日に、NTTから聴覚や言語に障害のある人に向けて欲しいと、「電話お願手帳」の贈呈を受けました。市福祉課、しらかぎ会館、市ろうあ福祉会で配布しますので、お申し出ください。



### 催し物と お知らせ

#### 市役所健康相談、乳児相談

3月30日(月)は、保健センター開設準備のため休みます。

なお、4月以降は山口市保健センターで毎週月曜日(13:30~14:30)に実施します。

#### 老人憩の家「嘉泉荘」

##### 浴場の工事をします

嘉川地区にある老人憩の家「嘉泉荘」は、浴場の配管工事のため、次の期間入浴ができません。(風呂以外は利用できます)

○工事期間 3月19日~26日

なお、湯田地区の「寿泉荘」と秋穂二島の「潮寿荘」は平常どおり開館しています。

#### し尿浄化槽の設置基準を改正

し尿浄化槽の設置基準が変わります。4月1日以降、建物の新築・増築する場合、下記の規模でも合併処理槽を設置していただくことになります。

例えば①事務所一約750㎡以上②共同住宅(3DK)一約13戸以上③飲食店等一約200㎡以上

○合併処理 し尿と生活排水を合わせて処理する方式

○問い合わせ 山口県建築課(☎22-3111)へ

なお、合併処理槽は従来のし尿だけを処理していた単独処理槽より、相当高額となりますのでご注意ください。

#### 永代橋架け替え工事

##### のため交通止め

一般県道山口秋穂線永代橋(大内間田)は架け替え工事のため、車両のみ交通止めとなります。

○交通止めの期間 4月10日から63年3月31日までの予定です。



### 募 集 コーナ-

#### 老人福祉館の人形クラブ

○日時 毎月第1・第3月曜日午前10時~正午

○場所 市福祉センター内老人福祉館

○対象者 60歳以上の人(初心者歓迎)

○講師 豊田トヨ子先生

○会費 月額 500円と材料費実費

○申し込み 市福祉センター(下堅小路254 ☎22-7121)へ

### あの名演奏をもう一度 市民コンサート



昨年の市民コンサート

昭和61年度中に開催された音楽コンクールで、優秀な成績をおさめた個人や団体を招いて、市民コンサートを開催します。

また、教育文化の向上に寄与することを目的とした平素の演奏活動が顕著な団体も出演します。

春のひとときを、すばらしい名演奏でお楽しみください。

○日時 3月21日(春分の日)午後1時30分開演

○場所 市民会館大ホール

○入場料 無料

○主催 市教育委員会、やまぐち市民文化の会

#### 梅光苑デイ・サービス

##### 介護者教室の受講生

○日時 3月24日(火)午前10時~午後3時

○場所 山口市老人デイ・サービスセンター(梅光苑敷地内)

○対象者 寝たきり老人等を介護している人または介護知識を得たい人

○受講料 無料(昼食は主催者で準備します。また、当日の午前9時20分までに市役所玄関前に集合されれば、梅光苑まで送迎します)

○日程 <午前> 老人食の献立の作り方とその調理実技(講師・守田美和子梅光苑栄養士) <午後> 食事・食子の介助の仕方(講師・渡辺武子梅光苑寮母長)、老人福祉施策について(講師・杉山潔山口市福祉事務所係長)、茶話会・閉講式

○申し込み 3月20日までに梅光苑内デイ・サービス係(☎083986-3056)へ

#### 市野球スポーツ少年団員

山口市野球スポーツ少年団では、62年度の団員(小学生)を募集しています。

○問い合わせ 詳しくは柿野玉山さん(中央五丁目14-17 ☎25-8200)または岡本一彦さん(大内御堀106-1 ☎22-1278)へ

#### 和裁(初級)技術講習会

○対象者 講習終了後就業に役立てようとする婦人

○講習日時 4月30日~7月13日毎週月・木曜日、午前9時~午後3時

○場所 山口和裁専門学校(下市町)

○定員 15人

○受講料 無料(教材は自己負担)

○申し込み 3月27日までに市商工観光課(☎22-4111)または県東部婦人就業センター(徳山市下馬屋163-1 ☎0834-28-6102)へ

#### 不燃物収集日

#### 出張所地区

<4月> 1日嘉川、2日陶・鑄銭司、3日佐山、6日秋穂二島・名田島、8日大内、14日平川、15日小鯖、17日吉敷、21日仁保、28日宮野、30日大蔵

#### 軟式テニス会員

○名称 嘉川コスモステニスクラブ

○対象 市内に居住する家庭婦人

○会費 月1,000円、入会金2,000円

○練習日 月曜日・金曜日、週2回

○場所 山口市南部運動広場

○問い合わせ 詳しくは武田さん(☎083986-2234)または伊藤さん(☎083989-3892)へ

#### 県立東部高等職業

##### 訓練校受講生

#### パソコン入門初級コース講習会

○日時 4月11日・12日、18日・19日の4日間、土曜日午後1時30分~5時、日曜日午前9時~午後4時

○講習内容 パソコンおよびベーシックマスターの概要、BASIC 言語、プログラミング演習ほか

○受講料 4,000円(テキスト代含む)

○定員 24人(定員になり次第締切)

#### ワードプロセッサ講習会

○日時 4月11日・12日の2日間、土曜日午後1時30分~午後5時、日曜日午前9時~午後4時

○講習内容 文書の編集、校正、印刷、登録保管ほか

○受講料 2,000円(テキスト代含む)

○定員 20人(定員になり次第締切)

◎講習会場 県立東部高等職業訓練校

◎申込方法 往復はがきに希望講習名、住所、氏名、年齢、職業、電話番号を記入のうえ、3月31日(当日消印有効)までに申し込むこと

◎申し込み 県立東部高等職業訓練校(〒745 徳山市下馬屋163-1 ☎0834-28-2233)へ

#### 少年の家出を防ごう

三月十五日から四月十四日までの一か月間、家出少年発見保護活動強調月間です。

昨年中に山口警察署へ出された家出少年の捜索願いは三十二件もありました。

少年の家出は、犯罪の被害にあうなど失うものが多いものです。市民の皆さんに家出防止のため、次のことを呼びかけています。

■家庭では一団らんのある家庭を作りましょう。相談ごとは、結論を急ぐより、聞き上手になり悩んでいる気持ちに共感を示してやりましょう。

■地域では「家出らしい少年を見たり聞いたりしたときには、すぐ警察へ連絡しましょう。

■万一、少年が家出をしたときは早く警察へ届け出ましょう。

#### 市の消費生活

##### モニターを募集

市では、主婦の方を対象に、昭和六十二年度の消費生活モニターを募集します。

■仕事の内容 市がお願いする調査や質問に答えたり、研修会などに参加してもらったりほか消費生活上の苦情や意見を随時連絡してもらうこと

■募集人員 三十人

■申し込み 三月二十八日まで

に、市商工観光課または各出張所に備え付けの申込書で、市商工観光課(☎22-4111)へ

#### 献血

<3月20日> 県体育館 10:00~16:00

県運転免許試験場 9:30~15:00,

<21日> 県体育館 10:00~16:00

サンマート大内店 13:30~16:00

<30日> 自治会館 9:00~12:00,